

令和 3 年 3 月 10 日

令和 2 年度 神戸市水防計画 主な修正内容(案)

1. 警戒体制に関する修正

警戒体制（気象予警報等の収集・連絡、市民への伝達方法、水防地区の監視体制等）に関する計画の構成、記述内容について、神戸市地域防災計画（風水害対策編）の警戒体制に関する内容と同一とした。

2. 重要水防箇所に関する修正

（1）ため池の対象箇所の見直し

法令及び兵庫県条例に基づき、監視が必要なため池が「特定農業用ため池」及び「特定ため池」として県知事により指定されたことから、これらを合わせて「要監視ため池（376 箇所）」として位置づけ、これまでの「重点整備ため池（14 箇所）」に代わり、重要水防箇所とした。

（2）河川水防地区等の時点修正

重要水防箇所のうち、河川水防地区、雨水幹線水防地区に関して、河川改修等の進捗に伴い、それぞれの地区の箇所及び数量（延長）の修正を行った。

【参考資料 2 - 1】神戸市水防計画（案）新旧対照表

神戸市水防計画 防災データベース（案）新旧対照表